

学校における消費者教育を支援し、その推進を図るため、消費者教育研究校の教員及び愛知県教育委員会の協力を得て、研究校の取組や指導法・教材、若者に多い消費者トラブル情報など、消費者教育の実践に役立つ情報を「あいち消費者教育レポート」として取りまとめました。ぜひ、授業などでの消費者教育の取組にご活用ください。

未成年者に多い消費者トラブル

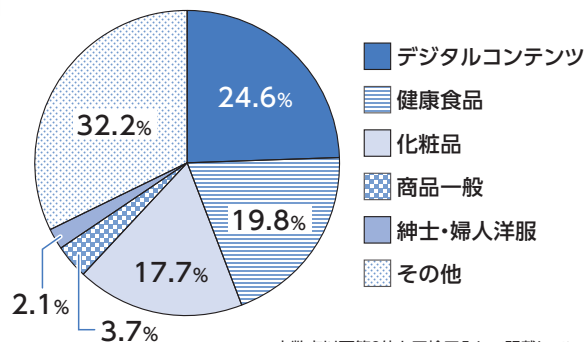
令和元年度(2019年度)に愛知県及び市町村に寄せられた消費生活相談件数は44,487件で、前年度と比べて約6.5%減少しました。

そのうち、未成年者からの相談は1,421件であり、アダルト情報サイトやオンラインゲーム等の「デジタルコンテンツ(349件)」に関する相談が最も多く、以下、「健康食品(281件)」「化粧品(252件)」の順となっています。

前年度と比較すると、「デジタルコンテンツ」が26件減少しましたが、「健康食品」が212件、「化粧品」が184件増えています。

※集計時点：令和2年(2020年)8月18日

【未成年者の主な相談内容】



※小数点以下第2位を四捨五入して記載しています。

こんな相談が寄せられています！

オンラインゲームの課金トラブル

子どもが親のクレジットカードを使用し、オンラインゲームの課金をしていた。

Point ●子どもと次の事を話しましょう！

- ・オンラインゲームをする際のルール
- ・クレジットカードの仕組み

Point ●周りの大人は…

- ・クレジットカードを適切に管理しましょう。
- ・ペアレンタルコントロールの設定をしましょう。



インターネット通販のトラブル

SNSの広告を見て、1回だけのお試しのつもりで購入したダイエットサプリ。実は4回購入が条件の定期購入だった。

Point ●注文前には、購入・解約条件、返品特約等をしっかり確認しましょう！

※通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がなく、返品は事業者の返品特約に従うこととなります。



18歳から成人に！2022年4月から成年年齢が引き下げられます。

民法改正により、約140年ぶりに成年年齢が引き下げられ、2022年4月1日から18歳が成人となります。

1 何が変わる？

●親の同意がなくても契約ができます！

- ・携帯電話の契約
- ・アパートの契約
- ・クレジットカードの契約
- ・ローン契約 など



2 注意することは？

●未成年者取消権が適用されなくなります！

未成年者(既婚者を除く)が親の同意を得ずに行った契約は、「未成年者取消権」によって取り消すことができますが、成年に達すると、「未成年者取消権」が適用されなくなります。

●その契約が必要かどうか、よく検討しましょう！

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

トラブルに遭った場合は消費者ホットライン☎188へご相談ください！

～ 消費者教育研究校の取組紹介 ～

愛知県において消費者教育を推進する「消費者教育研究校」の取組を紹介します。

令和元年度(2019年度)消費者教育研究校:愛知県立城北つばさ高等学校 愛知県立渥美農業高等学校

愛知県立南陽高等学校

愛知県立豊田高等特別支援学校

公民科における実践的授業 (愛知県立城北つばさ高等学校 東井 秀和 教諭)

1 題材

キャッシュレス決済を例に契約を学ぶ

(昼間・夜間部(第2・第3学年)学校設定科目「職業理解・職業実務」2単位)

2 ねらい

- (1) 契約や消費者行動に関する情報の収集と取捨選択を学ばせ、その基本的な事柄を理解させる。
- (2) 消費者トラブルに巻き込まれた際に、どのように対処すべきかを考えさせる。

3 授業計画及び取組

(1) 外部講師による「実践的授業」の活用

愛知県県民生活課と愛知県の消費生活相談員と連携し、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を実施した。相談員からは、クレジットカードの仕組みや三者間契約をはじめとする知識、それらにまつわるトラブルと、その対策を学んだ。

(2) タブレット機器の活用

タブレットPC内のアプリ(ロイロノート)を活用した。自分自身の生活や性格に当てはめてクレジットカードを利用するメリット・デメリットを整理させ、その上で、クレジットカードを積極的に利用するか、現金決済をするかを考えさせた。

時数	学習内容
1時間目	消費者問題について
2・3時間目	契約とクレジットカードについて (外部講師による授業)
4・5時間目	クレジットカードのメリット・デメリットと利用について (タブレット機器の活用)
6時間目	契約の理解度、知識の活用(感想・まとめ)



【授業の様子】



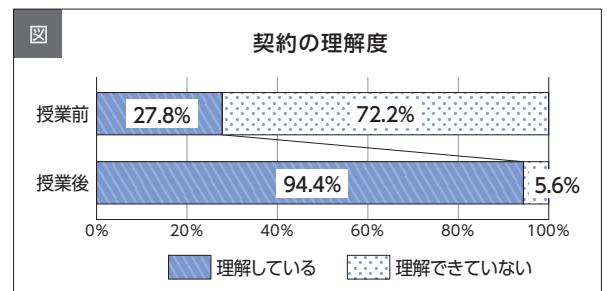
【タブレットPC内のアプリ(ロイロノート)】

4 生徒の感想

- ・「契約とは何か」「クレジットカードを使う時の注意点」を学ぶことができた。
- ・コンビニで商品を購入する時も、「契約」が交わされていることが分かった。また、知識を持っているとトラブルを未然に防ぐことができることも分かった。
- ・クレジットカードは、現金を持っていなくても買い物ができたり、分割払いができたりして、便利なの分かった。でも、トラブルに巻き込まれることもあるので、何かあった時には専門機関に相談したい。

5 成果

本授業実践により、消費生活問題が自分たちを取り巻いていることを学んだ上で、「契約とは何か」「クレジットカードを使う時の注意点」などを理解させることができた。また、どのような消費者問題があるかを事前を知ることでトラブルの未然防止につながることや、専門機関への相談が、早期解決に至ることも理解させることができたのは成果といえる(図)。



6 おわりに

消費生活相談員を外部講師として招いて授業実践をすることで、契約と消費者を取り巻く問題への理解を深めることや、実践的な知識の習得ができた。今後においても、自主的かつ合理的に行動する「自立した消費者」を育成するための消費者教育を実践していきたい。

1 題材

自立した消費者の育成を目指した授業の検討 (第1学年 科目「家庭総合」4単位)

2 ねらい

- (1) 消費者トラブルに巻き込まれないために、人をだまそうとする手法を知り、論理的に疑うことができるようになる。
- (2) 消費者保護のための制度を知り、もし被害に遭ってしまったらどのようにしたらよいかを理解する。

3 授業計画及び取組

(1) 外部講師による「実践的授業」の活用(1時間)

愛知県県民生活課と愛知県の消費生活相談員と連携し、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を実施した。相談員からは、クイズ形式で「契約」について理解を深めるとともに、「若者に多い消費者トラブルの事例」、消費者を守るための「クーリング・オフ制度」や「消費者ホットライン」等について学んだ。

(2) だます手口を知るための授業(5時間)

フィッシングの被害に遭わないために、偽サイトの見分け方や、偽サイトに誘導するためのメール文の注意ポイントなどについて解説した。生徒には、実際に偽サイトと本物のサイトのページを見せ、「どちらが本物だと思うか」、「何を根拠に判断したのか」を発表させた。

さらに、だまそうとする人の手口として、人間の持つ「熟慮システムを麻痺させること」と「自動システムを刺激すること」について学習するため、事例として示された文章中のどこにだまそうとする人の手口があるかを考えさせるとともに、身の回りでも同じような手法が用いられていないかを考察させた。



【授業の様子】

考えてみよう

事例 SNSの知り合いから、会おうと誘われて…

SNSでファッションの投稿をしていて、同じ市に住むというAさんと友達になった。Aさんは、私の投稿に丁寧なコメントしてくれた。そのうち、「一度会わない?」と誘われて会った。喫茶店で楽しく話した後、「いろいろお金がかかるよね。割と簡単にお金が入る方法があるんだ」と誘われ、「成功してるすごい人」Bさんがいるという事務所連れで行かれた。

Bさんも感じのいい人で、「化粧品を売る仕事だよ。商品がいいので自分で使ってもいいし、売ってもいい。人を紹介するとマージンが入る」と話してくれた。チラシには、テレビで見たタレントさんも使っている、と書いてあった。約2時間、商品や成功している人の話を聞いたが、契約料を払って商品をまとめ買いするのが条件と言われ、躊躇した。すると、「今回だけ、40万の商品が25万円になる」「みんな、サラ金で借りても、売れたお金で返しているから、全く心配ない」と言われ、契約しないと帰れない気がして、契約書にサインし、言われるままにサラ金に借金して払ってしまった。



(出典)島田広「ハンドブック「契約について考える」もうちょっとで成人になるみなさんへ」P.5

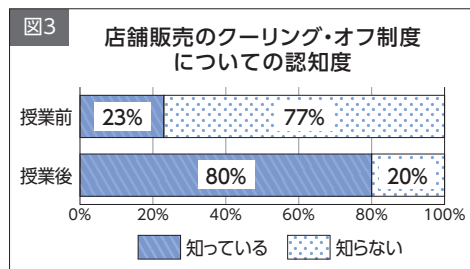
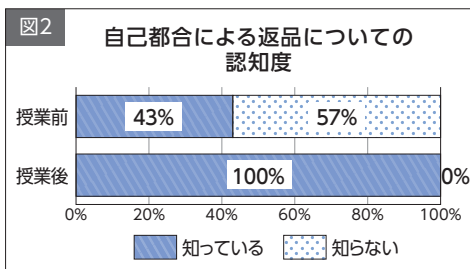
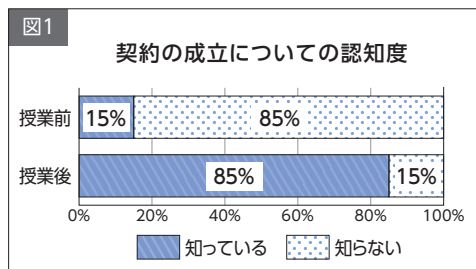
【だます手口を知るための事例】

4 生徒の感想

- ・契約についてよく分かった。□約束でも契約が成立してしまうことを知らなかったため、気をつけようと思う。
- ・未成年者は契約が取り消せる場合があることを初めて知った。クーリング・オフ制度については知っていたが、やり方などを詳しく知らなかったため、勉強できて良かった。
- ・クイズが全然分からなくて、たくさん間違えてしまった。答えを解説してもらって納得できた。
- ・困ったら188(いやや!)に電話で相談することが大切であると分かった。

5 成果

授業の前後に実施した調査結果から、授業実施前は、「契約とは何か」を理解できている生徒は少なかったが、授業実施後は、どの設問(図1~3)に関しても授業前と比べて正答率が上昇しており、ねらいをおおむね達成できたと考える。



6 おわりに

今後においては、自らの消費行動が社会や環境に及ぼす影響についても取り上げ、自分の利益のみならず、より良い社会づくりに積極的に参画することができる消費者の育成を目指し、授業実践を行っていきたい。

商業科における実践的授業 (愛知県立南陽高等学校 渡辺 力樹 教諭)

1 題材

校内外と連携した教科横断的な探究を通して、問題解決能力と言葉による表現力を身につけた、社会貢献ができる生徒を育てる (第3学年 科目「ビジネス経済応用」3単位)

2 ねらい

- (1) 実社会の問題を自分の頭で考えて解決する能力を身につけさせる。
- (2) 自分の意見や考えを言葉で発表する能力を身につけさせる。
- (3) 自分たちの学習で社会に貢献できることを実感させる。

3 授業計画及び取組

(1) 探究型授業の実施

各学期ごとテーマを決めて、「課題の設定(外部講師授業)→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現(他者への提案)」を繰り返す探究型授業を実施し、実社会の問題を自分の頭で考えてアイデアを創出し、発表する能力を高めさせた。消費者教育に関するテーマを設定することで、生徒に「ビジネスを行う側」と「消費者」双方の視点を意識させた。

(2) 外部講師による授業(実践的授業)の実施

各学期ごと、テーマに合わせた外部講師による授業を実施した。

1学期には、中部経済産業局による外部講師の授業を実施し、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用しながら、「インターネットビジネス」について学んだ。

2学期には、SDGsについて国際連合地域開発センターによる外部講師から具体例を中心に学んだ上で、大学生との「教えあい」を行い、企業のSDGs担当者から「企業活動とSDGs」について学んだ。

3学期には、愛知県の「若年消費者教育推進支援事業」を活用し、消費者庁作成教材「社会への扉」を用いて、弁護士による「実践的授業」を実施した。弁護士からは、「成年年齢引下げ」をテーマに、18歳成人になった場合に高校生がどのような消費者トラブルの当事者になるのか、未成年者取消権の効力などについて学んだ。また、租税教室出張授業として、税理士から納税の義務と税金がなくなった場合の社会の変化について学んだ。

	1学期	2学期	3学期
テーマ	インターネットビジネス	持続可能な開発目標(SDGs)	成年年齢引下げ
外部講師	中部経済産業局	国際連合地域開発センター、企業	弁護士会、税理士会
課題の設定	1時間	2時間	2時間
情報の収集、整理・分析	10時間	9時間	7時間
まとめ・表現	7時間	6時間	8時間
他者への提案	地域住民向け発表会	企業等への提案会	総合学科発表会
提案先	地域住民300名程度	企業等のSDGs担当者12名	全校生徒700名程度

4 生徒の感想

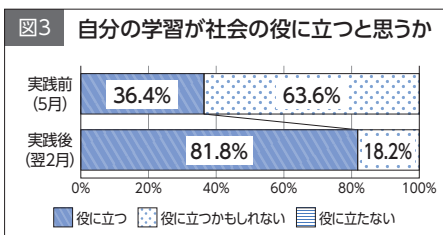
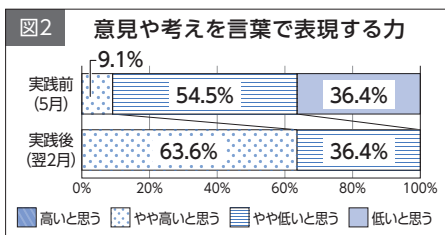
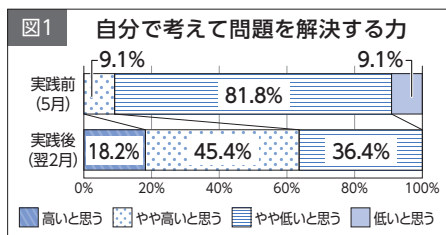
- ・地域の体育館でネットでの消費者トラブル対処法を提案したことが、ものすごく印象に残っている。緊張したが、終わった後の達成感がすごかった。
- ・SDGsの学習がきっかけで、日常生活の中で様々なことに目を向け、気をつけられるようになった。
- ・消費者トラブルや成年年齢の引下げの内容は、私たちだけではなく聞いてもらった人にとっても役に立つ。こういう授業がもっと増えたらいい。
- ・現在の1年生は18歳で成人になる当事者なので、聞いてもらえてよかった。



【総合学科発表会の様子】

5 成果

ねらいに示した3項目に関する事前・事後アンケート(図1~3)を比較すると、どれも自己評価が向上している。実践により、一定の成果を得ることができたと考えられる。



6 おわりに

企業の社会的責任が重視される現在、「ビジネスを行う側」が「消費者」の視点を持っていることは極めて重要である。今後においても、生徒がそれを習得するための実践を行ってほしい。

1 題材

自分で考え、行動できる消費者を育成するために

～家庭科、社会科、若年消費者教育推進支援事業との連携による実践～

(第3学年 教科「家庭科」、「社会科」各1単位)

2 ねらい

- (1)身近な消費者トラブルについて知り、正しい知識や対処方法を理解する。
- (2)自分で考え、行動できる実践的な能力を育成する。

3 授業計画及び取組

(1)家庭科の授業(4時間)【表1】

消費者庁作成教材「社会への扉」、「あいち暮らしっく」を教材として使用し、商品のやり取りを再現して契約の学習を行った。

(2)社会科の授業(9時間)【表2】

外部講師の授業に先立ち、生徒がイメージしやすく、分かりやすいように、視聴覚教材を使用して、契約やお金とものの流れ、クレジットカードと様々な支払い方法などについて、基礎的な知識についての学習を行った。

(3)外部講師による「実践的授業」の活用

愛知県県民生活課と愛知県の消費生活相談員と連携し、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した「実践的授業」を実施した。相談員からは、「ワンクリック請求」と「デート商法」の二つの事例とクレジットカードについて学んだ。具体的な事例はロールプレイングで示し、グループワークを通してどうしたらよかったのかについて意見交換をした。

適切な対処方法を学ぶとともに、相談窓口である消費生活センターの存在が身近な存在になったり、消費者ホットラインについての理解を深めたりすることができた。

【表1】

時数	家庭科学習内容
1時間目	消費とは
2時間目	契約とは
3時間目	様々な販売方法について
4時間目	消費者トラブルの事例

【表2】

時数	社会科学習内容
1・2時間目	消費と契約について
3・4時間目	お金とものの流れ
5・6時間目	クレジットカードと様々な支払方法
7・8時間目	消費者トラブルについて (外部講師による授業)
9時間目	消費者トラブルへの対処法(まとめ)



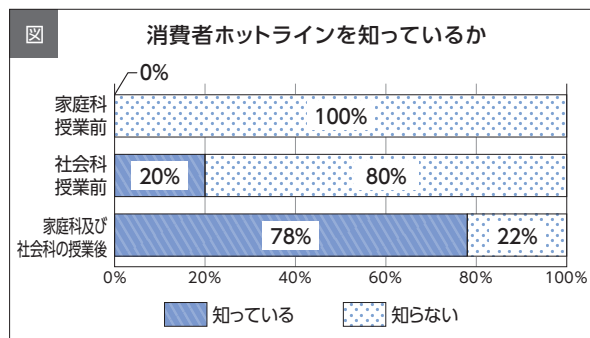
【授業の様子】

4 生徒の感想

- ・成人したら詐欺やトラブルに遭いやすくなるのが分かった。
- ・トラブルに遭ったときに誰に相談すればよいか、どうしたら防ぐことができるのかがよく分かった。
- ・ロールプレイングで分かりやすく演技をしてもらったことで危ないことがあるのが分かった。
- ・困ったときには消費生活センターに相談しようと思った。

5 成果

事後アンケート結果より、消費生活センターや消費者ホットラインという相談窓口があることを知ることができた。相談窓口の認知だけでなく、消費者ホットラインが188番であることも認知することができた(図)。また、困ったときやトラブルに巻き込まれたときには、周りの人や消費生活センターなど適切に相談できる場所に相談しようと思う生徒が増加した。



6 おわりに

家庭科の授業に加えて社会科の授業、外部講師による授業を通して繰り返し学習することで、正しい知識の習得や定着を図ることができた。今後においても、社会科と連携して、特別な支援が必要な生徒たちの実態に合わせた身に付けさせたい力を明確にして、正しい知識や実践的な能力を育成するポイントを絞った適切な学習内容や指導方法を工夫し、研究していきたい。

学校での消費者教育を応援します！

無料 講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご活用ください。

教員向け

- ・成年年齢引下げを見据えた消費者教育の指導方法
- ・消費者庁作成教材「社会への扉」の活用方法
- ・消費者市民社会とエシカル消費 など

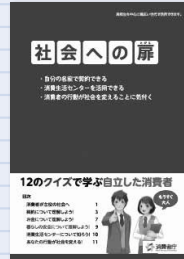
成人を間近に控えた高校生等向け

消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した講座(実践的授業)を実施します。

児童・生徒・PTA向け

- ・契約の基礎知識 ・消費者トラブル事例と対処法
- ・金融教育(クレジットカード等) ・消費生活センターの概要
- ・持続可能な消費の実践(エシカル消費) など

愛知県 消費者教育 講師 検索



New 消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご活用いただくため、成年年齢引下げや契約などをテーマとした講座をYouTube上に開講しています。

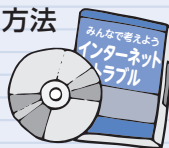


愛知県 消費者教育 YouTube 検索

無料 映像教材の貸出

悪質商法の手口と対処方法、契約やクレジットに関する知識、スマートフォンやインターネットの安全な利用方法など、消費者問題に関するDVDなどの教材を貸出しています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご活用ください。



愛知県 消費者教育DVD 検索

「あいち暮らしWEB」・「あいち暮らしっく」のご案内

【消費生活情報 あいち暮らしWEB】

楽しく学べる消費者教育教材などを掲載しています。

- ・消費者トラブルかるた
- ・トラブル心理チェック
- ・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になろう!」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」 など

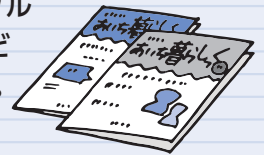


あいち暮らしWEB 検索

【消費生活情報 あいち暮らしっく】

消費者トラブルをはじめ、幅広い消費生活情報を掲載した情報紙です。

毎年12月に発行する「若者向け特集号」では、「契約」「若者に多いトラブル事例」「エシカル消費」などについて掲載しています。



あいち暮らしっく 検索

New 「エシカル消費ポータルサイト」開設のお知らせ

「エシカル消費」の理念を広く県民に普及啓発し、その取組を促進することを目的として、エシカル消費に関する様々な情報を集約し、発信するためのポータルサイトを開設します。(開設予定:2021年3月) ぜひ、ご覧ください。

お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603 まで!

トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。

消費者ホットライン
☎188 (いやや!) 局番なし

身近な消費生活相談窓口につながります。

編集:教員情報提供紙ワーキンググループ

角谷 彰彦(愛知県立足助高等学校) 鈴木 壮史(愛知県立半田商業高等学校) 小椋 美知(愛知県立名古屋南高等学校)
矢野 良太(愛知県立名古屋特別支援学校) 服部 麻美子(愛知県教育委員会学習教育部高等学校教育課) 丹 節生(愛知県教育委員会学習教育部義務教育課)
児玉 隆則(愛知県教育委員会学習教育部特別支援教育課) 黒川 智子(名古屋市スポーツ市民局市民生活消費生活課) 奥村 広一(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)
近藤 憲司(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課) 木村 奈美(愛知県県民文化局県民生活部県民生活課)

発行:愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 ☎052-954-6603